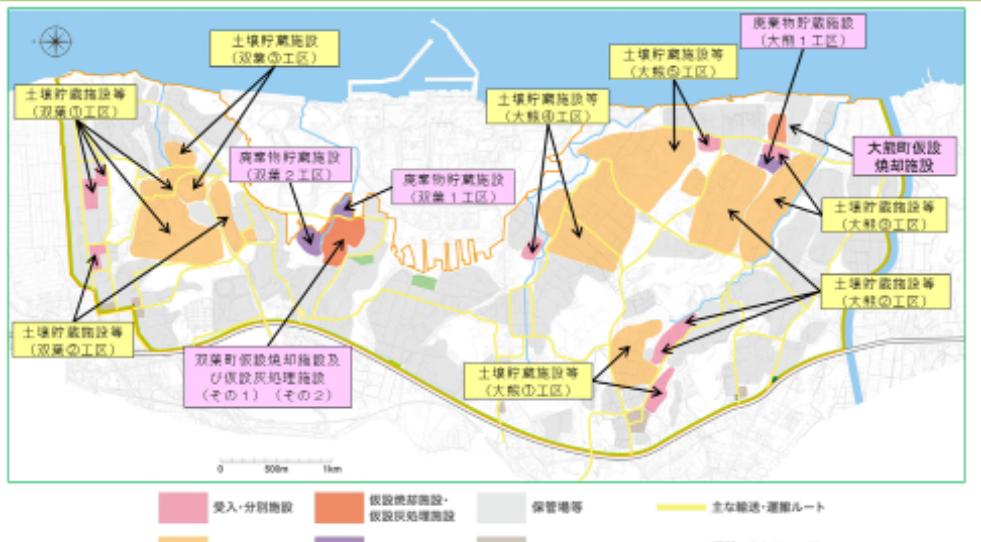


中間貯蔵施設

除去土壤等の中間貯蔵施設とは？

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壤や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 福島県内の除染で発生した除去土壤等（帰還困難区域を含む。）について、2024年12月末時点で、累積約1,400万m³を中間貯蔵施設へ搬入。



環境省作成

中間貯蔵施設とは、

- ① 福島県内の除染により発生した除去土壤や廃棄物（落ち葉・枝等）
- ② 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設であり、受入・分別施設、土壌貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設等から構成されています。

2014年9月に福島県から、2015年1月に大熊町及び双葉町から施設の建設受入を容認していただきました。その面積は約1,600haとなっており、これは渋谷区とほぼ同じ面積になります。なお、2024年12月末までに、約1,303ha（全体の約81.4%）の用地を取得しています。用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいきます。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2025年3月31日